困ったことがあれば、伊丹市役所へ！（悩みごとの相談連絡先）

2024.9現在

健康・身体のこと

○身体の健康・医療について不安があるとき
いたみ健康・医療相談ダイアル24：**0120-783-990**

○介護保険制度について
介護保険課：**072-784-8037**

○生活習慣病などの健康相談
健康政策課：**072-784-8080**

○後期高齢者の医療費について
後期医療福祉課：**072-784-8041**

○高齢者福祉に関する相談
地域・高年福祉課：**072-784-8099**

○障害者福祉に関する相談
障害福祉課：**072-784-8032**

お金・財産のこと

○年金について
国保年金課：**072-784-8040**

○市民税・県民税について
市民税課：**072-784-8022**

○税金の納付に関する相談
徴収課：**072-784-8026**

○消費生活に関すること
消費生活センター：**072-772-0261**

○仕事や暮らしについての困りごと
自立相談課：**072-780-4344**

○お住まいに関すること
住宅政策課：**072-784-8069**

【豆知識】介護保険制度って？

制度の仕組み

介護保険制度は、伊丹市が保険者となって運営します。４０歳以上の国民が納める保険料と税金で運営され、介護や支援が必要と認定されたときには、費用の一部（利用者の負担割合により1割～3割）をサービス事業者に支払って、サービスを利用することができる仕組みです。

利用方法

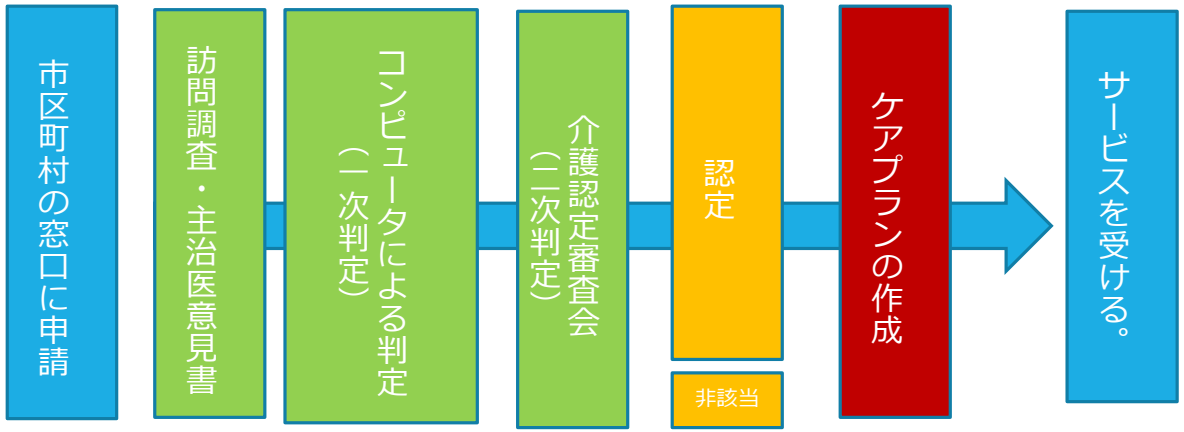

介護保険相談窓口

伊丹市役所 介護保険課：**072-784-8037**

地域包括支援センター

伊丹市内には、概ね２小学校区に１箇所、地域にお住まいの高齢者の皆さんを様々な面から支援する地域包括支援センターがあります。主な役割は下記のとおりです。

役割１【総合相談窓口】
保険・医療・福祉に関する相談、高齢者やそのご家族からのあらゆる相談など

役割２【権利擁護】
高齢者虐待の相談、お金の管理や契約に関する相談など

役割３【介護予防ケアマネジメント】
高齢者の自立生活に向けた支援、高齢者の介護予防に関する支援など

その他、詳しい内容については
最寄りの地域包括支援センターまでご相談下さい。

【豆知識】成年後見制度って？

成年後見制度とは

認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が十分ではない方を法律的に支援する制度です。

制度の種類

○判断能力が不十分になる前に…

【任意後見制度】

⇒将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、予め自分が選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活や財産管理などについてどんなことをしてほしいかを契約しておく制度です。

○判断能力が不十分になってから…

【法定後見制度】

⇒判断能力が不十分になった後、家庭裁判所に申立てることにより成年後見人等が選ばれる制度です。

詳しい内容については
任意後見制度⇒伊丹公証役場：072-772-4646
法定後見制度⇒伊丹市福祉権利擁護センター：072-744-5130
伊丹市役所地域・高年福祉課：072-784-8099

どんなことをしてくれる？

・お金の計算や管理が出来なくなった。
・市役所や銀行での手続きがわからない。
・だまされて不必要なものを買ってしまった。

○財産管理

- 現金、預貯金、不動産などの管理
- 有価証券など金融商品
- 税務処理（確定申告、納税）　など

○身上保護

- 医療に関する事項
- 施設への入退所に関する事項
- 生活、介護維持に関する事項　など

【豆知識】お葬式やお墓について考えておくこと

どのような葬儀を希望していますか？

自分が亡くなった後、残された方々とどのようにお別れを行いたいかを考えておきましょう。

○葬儀の形式

○遺影は用意しているか

○葬儀費用

○喪主の希望

○納骨先の希望

○様々な葬儀の形式

一般葬：遺族・親族以外の親しい方や職場関係者にも会葬してもらう式
家族葬：参列者を家族のみで行う葬儀
社葬：会社により実施される葬儀。一般、家族葬と併せて行うことも
密葬：遺族・親族を中心に内々に行う葬儀
生前葬：亡くなる前に実施しておく葬儀

伊丹市合葬式墓地について

○場所　伊丹市岩屋１丁目１０番（伊丹市神津墓地内）
○こんな場合にご検討ください。
・自己の利用を目的として生前に申し込まれる方
・管理しているお墓を墓じまいしたい方
・自宅にあるご遺骨を埋蔵したい方　　など
・宗教や宗派は問いません
○申込受付場所
伊丹市営斎場　１階　事務所（伊丹市船原２丁目４番２０号）
TEL　072－782－2177
申し込み資格、必要書類等詳しくは募集要項をご覧ください。

【豆知識】家族介護の支援

介護する家族の負担軽減

介護する家族の精神的、身体的負担の軽減を図り在宅生活の継続向上を図ります。

家族介護教室

介護方法や介護予防、介護者の健康づくりについての知識・技術を取得するための教室を地域包括支援センターが開催しています。
【対象者】高齢者を介護している家族や近隣の援助者など
【利用料】無料
【窓　口】最寄の地域包括支援センター

家族介護用品支給～おむつ支給～

利用対象者に対し介護用品(おむつ・尿取りパット等)を支給します。
【対象者】介護保険の要介護４又は５と判定された失禁のある在宅高齢者を介護している人で、その世帯全員が市民税非課税である人
【利用料】費用の１割(月額690円が限度)※費用の月額上限が6,900円
【窓　口】担当ケアマネジャー（※いない方は最寄の地域包括支援センターへ）

高齢者等位置情報通知サービス

認知症高齢者等が徘徊した場合に、まちなかミマモルメサービスにより現在地を速やかに通知し、事故の防止等を図ります。
【対象者】徘徊するおそれがある、認知症高齢者等を介護している家族
【利用料】初期登録料2,382円と月額利用料468円は自己負担※当分の間は無料
【窓　口】担当ケアマネジャー（※いない方は最寄の地域包括支援センターへ）

徘徊高齢者家族支援サービス

認知症高齢者等が徘徊した場合、早期に発見できる仕組み（GPS）を活用して、その居場所を家族等に伝え事故の防止等を図ります。
【対象者】徘徊するおそれがある、認知症高齢者等を介護している家族
【利用料】機器は貸与、月額の基本料金1,200円(税別)と検索費用１回200円(税別)は利用者が負担
【窓　口】担当ケアマネジャー（※いない方は最寄の地域包括支援センターへ）

さがしてメール(徘徊高齢者SOS ネットワーク事業)

認知症高齢者等の所在が不明となり、行方不明届が警察署に提出された場合、あらかじめ登録された対象者の年齢、身体的特徴、服装、所在が不明となった日時、場所等の情報を協力ボランティアに対してメール配信し、行方の把握を図ります。
【対象者】徘徊するおそれがある、認知症高齢者等を介護している家族
【利用料】無料
【窓　口】担当ケアマネジャー（※いない方は最寄の地域包括支援センターへ）

介護マークの配布

家族介護者を理解していただくために、介護マーク名札を配布しています。
【対象者】市内在住の下記のいずれかの人を介護している人
・要介護、要支援認定を受けている人・障害者手帳等の交付を受けている人
・その他介護が必要な人
【利用料】無料
【窓　口】地域・高年福祉課・最寄の地域包括支援センター